

大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務

(2) 業務の目的

大崎上島町では、平成27年10月に策定した「大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略」において、「多様な人材を育てる教育の島づくりを進める」ことを最重点施策として、「学びの島」の推進を進めている。

「学びの島」の推進において、町民の生涯学習機会を拡充する必要があることから、町内に居住する小学生を対象に、町内で採れた魚や野菜などを用いた食を通じたまちづくり事業を実施する。

本事業の実施により、「食を通じて大崎上島で学ぶ」ことに意義と魅力を実感してもらうことで、郷土愛の醸成を図る。

(3) 業務内容

別添「大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容により一部を変更する場合もある。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

(5) 委託料上限額

2,579,600円(消費税及び地方消費税を含む。)

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

※ただし、予算額の8割を下回る額の提示をしないこと。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告又は指名から契約までの期間において、国、広島県及び大崎上島町から指名停止等の措置を受けていない者
- (3) 法人税、地方税その他租税等を滞納していないこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、担当との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく手続きをしていないこと。
- (6) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び大崎上島町暴力団排除条例（平成23年大崎上島町条例第9号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- (7) 本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

上記以外を第三者に再委託する場合、技術提案書にその内容及び理由を明記し、様式第5号の「業務実施体制」に役割分担等を記載すること。

- (8) 直近5年間（令和2年度から6年度まで）に、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は県、町その他の地方公共団体と同種業務又は類似業務を元請として完了した実績（共同企業体による実績も含む。）を1件以上有すること。
  - ア 同種業務 小学生向けの教育関連業務
  - イ 類似業務 アに掲げるもの以外教育に関する業務

#### 4 企画提案に関する事項

##### (1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。

ウ 企画提案書提出書（様式第3号）

エ 企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、業務スケジュールを記載すること。

用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を含めて20ページ以内とすること。  
なお、A3折込みを入れる場合は、2頁扱いとする。

企画書の提出は1社1案とする。

また、審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。会

社名を記載する場合は「当社」と記載すること。ただし、正本の表紙のみ会社名（グループ企業体名）を記載すること。

オ 同種業務実績表（様式第4号）

カ 業務実施体制（様式第5号）

キ 業務管理者の業務実績（様式第6号）

ク 業務担当者の業務実績（様式第7号）

ケ 納税証明書

コ 商業登記簿謄本又は登記簿謄本

本町の入札参加資格を有する者は、提出を省略することができる。

サ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

シ 同種業務若しくは類似業務の成果物

## （2）提出期限

参加申請書類 令和8年4月20日（月）午後5時必着

- ・公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・同種業務実績表（様式第4号）
- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・業務管理者の業務実績（様式第6号）
- ・業務担当者の業務実績（様式第7号）
- ・納税証明書
- ・商業登記簿謄本又は登記簿謄本

企画提案書類 令和8年4月24日（金）午後5時必着

- ・企画提案書提出書（様式第3号）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・見積書及び見積内訳書（任意様式）
- ・同種業務若しくは類似業務の成果物

## （3）提出方法

持参又は郵送による。

ア 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 持参する場合は、役場の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに担当課に持参すること。

## （4）提出部数

参加申請書類：正本1部

企画提案書類：正本1部、副本5部

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 提出書類

質問票（様式第8号）を使用した文書によるものとする。

### (2) 提出方法

電子メールで担当まで送付すること。

電子メールの件名は、「大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務」とし、電話により受信確認を行うこと。

### (3) 受付期限

令和8年4月16日（木）午後5時まで（必着）

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）までに、大崎上島町ホームページ上で公表する。なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

## 6 契約候補者の選定方法

「大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

なお、審査結果については、大崎上島町ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、第1優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対して自己の結果のみ通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

## 7 プレゼンテーション及び審査の実施

### (1) 審査の方法

提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。

### (2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、口頭説明を20分以内とし、その後の、質疑応答の時間を10分程度設ける。

### (3) プレゼンテーション及び委員会実施日

令和8年4月30日（木）

### (4) プレゼンテーション及び委員会実施場所

〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1  
大崎上島町本庁2階小会議室

(5) プレゼンテーションの際の注意事項

- ア プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。
- イ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
- ウ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。  
ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(6) 審査結果

プロポーザルは、委員会が「大崎上島町食を通じたまちづくり事業委託業務プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

8 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

審査基準		点数	係数	評定点	備考
1 事業全般					
①仕様書を正しく理解し、事業実施に向けて計画的かつ現実的なスケジュールが提案されているか。	5	2	10	20点	
②教育の島推進事業の現状を把握し、事業を通じてさらなる教育の島に寄与することができる提案となっているか。	5	2	10		
2 教育プログラムに関すること					
①小学生及びその保護者を対象として、適したものになっているか。	5	2	10	30点	
②具体的かつ効果的な提案となっているか。	5	3	15		
③大崎上島町で学ぶ高校生の姿が身近にあり、また、教育プログラムの実施補助が可能な状態にあるか。	5	1	5		
3 広報活動に関すること					
①集客に効果的なチラシの作成は可能であるか。	5	2	10	20点	
②チラシ以外の媒体でも周知することが可能であるか。	5	2	10		
4 報告書作成に関すること					
①教育プログラムの測定が可能な成果物を作成することができるか。	5	1	5	10点	
②町への進捗状況の報告について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	5	1	5		
5 フォーラムに関すること					
①フォーラムの実施体制は問題ないか。	5	2	10	20点	
②フォーラムの内容は、本事業に関連した内容になっているか。	5	2	10		
評定点合計（100点満点）				100	

## 9 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

## 10 実施スケジュール

本公募に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始 (公告・ホームページ掲載)	令和8年4月13日(月)
本業務に関する質問の受付期限	令和8年4月16日(木)午後5時まで
本業務に関する質問の回答期限	令和8年4月17日(金)
参加申請書類の提出期限	令和8年4月20日(月)午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和8年4月24日(金)午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年4月30日(木)
審査結果通知	令和8年5月1日(金)
契約締結(予定)	令和8年5月8日(金)

## 11 その他

### (1) 無効となる提案

次の条件にいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。

ア 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合

ウ 企画提案書が定めた提出方法、提出先、期限に適合していない場合

(2) 企画提案書の制作・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(3) 提出期限後の企画提案書については、内容の一部変更を指示することがある。

(4) 本業務により得られた成果品及びすべての権利(所有権、著作権等)は本町に帰属するものとする。

(5) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

(6) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

12 担当及び問い合わせ先

大崎上島町教育委員会 生涯学習課 学びの島係

住所：広島県豊田郡大崎上島町中野2067番地5

電話：0846-64-3055

電子メール：kmanabi01@town.osakikamijima.lg.jp